

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科履修規程

〔平成20年2月15日〕
連合農学研究科規則第2号

(趣旨)

第1条 鳥取大学大学院連合農学研究科における授業科目の履修については、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学学則第56号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育課程)

第2条 各専攻の教育課程は、別表のとおりとする。

(指導教員)

第3条 連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）は、入学した学生にそれぞれ主指導教員及び副指導教員を定める。

2 主指導教員は、授業科目の履修、学位論文の作成等に関し指導助言を行う。

3 副指導教員は、教員2人とする。

(履修方法)

第4条 学生は、必修科目11単位を含む合計14単位以上を履修しなければならない。ただし、他の専攻区分の授業科目は履修することができない。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を、毎学期所定の期日までに、所定の方法により登録しなければならない。

(研究指導)

第6条 主指導教員は、学生に指導計画書及び指導報告書の必要事項を記入させ、毎年度所定の期日までに研究科長に届出なければならない。

(単位の認定)

第7条 授業科目の単位の認定については、別に定める

(既修得単位の認定)

第8条 大学院学則第27条に規定する本研究科に入学した学生が、入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位等の認定は、当該学生が提出する別紙様式の既修得単位認定願並びにこれに係る成績証明書及びシラバスにより、当該学生が所属する専攻においてあらかじめ審査のうえ、本研究科委員会が行う。

2 前項の規定により履修したものと認定された授業科目の単位数のうち、10単位を超えない範囲で第4条に定める課程修了の要件となる授業科目の単位数として認定することができる。

(在学期間の短縮)

第9条 大学院学則第27条の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したものと認めるときは、大学院学則33条の2の規定により、1年を超えない範囲で本研究科に在学したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本研究科に在学したものとみなすことができる期間の認定は、当該学

生が所属する専攻においてあらかじめ審査のうえ、本研究科委員会が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月18日連合農学研究科規則第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月19日連合農学研究科規則第6号）

この規程は、平成28年2月19日から施行し、改正後の第7条の規定は、平成28年度入学生から適用する。

附 則（平成30年2月16日連合農学研究科規則第2号）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生については、この規程施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年8月24日から施行する。

附 則（令和5年2月17日連合農学研究科規則第1号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年度入学生から適用し、それ以前の入学生は従前の取扱いとする。

附 則（令和6年8月23日連合農学研究科規則第1号）

この規定は、令和6年8月23日から施行する。

附 則（令和7年2月14日連合農学研究科規則第2号）

この規定は、令和7年2月14日から施行する。